

## 藤沢市広報番組CM放映要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、藤沢市（以下「市」という。）が制作し、ケーブルテレビを使い放映している藤沢市広報番組（以下「広報番組」という。）の放映枠中に、CM（テレビに放映される広告宣伝をいう。以下同じ。）を放映することについて必要な事項を定めるものとする。

### (CMの範囲)

第2条 広報番組の放映枠中に放映するCMは、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれがないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 政治的活動、宗教的活動に関するもの
- (3) 求人広告に関するもの
- (4) 個人・団体の意見広告、名刺広告
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (9) 学校教育に関するもの
- (10) 消費者金融に関するもの又はこれに類するもの
- (11) その他広告として適当でないと市長が認めるもの

### (CMの具体的な放映基準)

第3条 CMの具体的な放映基準は、日本民間放送連盟が定める日本民間放送連盟放送基準（2004年4月1日施行）第13章から第17章に定められた基準を準用するものとする。

### (CMの形態及び規格)

第4条 CMは、スポットCM（スポット・コマーシャルという放送番組の間にはさむ短い広告宣伝をいう。）の形態とし、15秒または30秒の時間で制作された動画CMとする。

2 CMに使う音楽は、著作権の使用許諾等の手続きを省略することができる音楽に限るものとする。

### (CMの挿入位置)

第5条 広報番組の放映枠中にCMを挿入する位置は、市が指示する位置とする。

(CMの放映順位等)

第6条 CMの放映順位は、次の各号の順序によるものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共性の高いもの
- (3) 私企業のうち、市内に事業所等を有するもの
- (4) その他の私企業や事業者

2 市の施策を重点的に周知する必要がある場合や時期に合わせて特別な番組を放映する必要がある場合など、放映枠中にCMを入れることが適当でない場合には、前項の規定にかかわらずCMを放映しないものとする。

(CMの放映期間)

第7条 CMの放映を希望する者が、市に申し込みの出来る最短の放映期間は、同内容の広報番組の放映期間とする。

(CMの放映申し込み及び決定)

第8条 CMの放映を希望する者は、広報番組CM放映申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申込書の提出があったときは、その諾否を決定し、広報番組CM放映決定通知書(第2号様式)により、当該申し込みをした者に通知するものとする。

(CM放映料)

第9条 CMの放映について承認を受けた者は、放映が決定した広報番組の放映期間開始日の15日前までに、別に定めるところによりCM放映料を市に支払わなければならない。

2 CM放映料は、別表第1のとおりとする。ただし、第12条に定めるケーブルテレビ会社が代理業務により獲得したCMの場合にあっては、同条第2項の定めによるものとする。

(CMの制作及び提出)

第10条 CMとして放映する映像は、別に市が指定する記録形式で作成された映像とし、市が指定した期日までに提出するものとする。

(CM放映の取り消し)

第11条 市長は、次の場合には、CMの放映を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までにCM放映料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までにCMとして放映する映像を提出しなかった場合
- (3) 市長が広告主又はCMの内容が不適當であると認めた場合

(ケーブルテレビ会社の代理業務)

第12条 市は、広報番組を放映するケーブルテレビ会社に対し、広告主の獲得やC

Mの申し込みに関する代理業務を行わせることができるものとする。

2 前項の代理業務の場合におけるCM放映料の取り扱いなど必要な事項については、ケーブルテレビ会社と市が協議のうえ別に定めるものとする。

(委 任)

第13条 この要領に定めるもののほか、CMの放映に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。ただし、CMの放映の実施については平成19年5月4日からとする。

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

（令和6年・一部改正）

CM時間	CM放映料	CM1枠当たりの放映期間等
15秒	11,550円	1週間（1日3回）
30秒	18,480円	1週間（1日3回）